

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
	II	民間労働力需給調整システムを整備すること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局需給調整事業課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	労働者派遣事業、民営職業紹介事業等の適正な運営の確保を図ること (実績目標を達成するための手段の概要)
労働者派遣事業、民営職業紹介事業等を行おうとする者による許可申請に対して、許可基準に基づく事前審査を行うとともに、事業開始後においても、事業所を訪問して関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にはその是正を求める等適切な指導監督を図る。	
なお、平成15年6月に労働者派遣法及び職業安定法が改正され、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等に係る規制の見直し等がなされたところであり、平成16年3月の施行に向け、改正法の周知等を実施し、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等の適正な運営の確保を図る。	
(評価指標) 【労働者派遣事業】 許可・届出事業所数	(事業所) H11 H12 H13 H14 H15 1,298 2,316 2,849 3,079 4,005
(備考) <ul style="list-style-type: none">各年度の一般労働者派遣事業の許可に係る事業所数及び特定労働者派遣事業の届出に係る事業所数の合計である。昨年度作成した評価書では、各年度末の許可・届出事業所の総数を記載していたが、各年度の実績をより的確に把握するため、各年度の許可・届出事業所数を記載することとした。	
(評価指標) 【労働者派遣事業】 指導監督件数	(件) H11 H12 H13 H14 H15 2,879 6,177 7,322 4,902 4,403
(備考) <ul style="list-style-type: none">事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。	
(評価指標) 【民営職業紹介事業】 許可事業所数	(事業所) H11 H12 H13 H14 H15 454 1,202 1,084 1,177 1,138

(備 考)

- 各年度の有料職業紹介事業の許可に係る事業所数及び無料職業紹介事業の許可に係る事業所数の合計である。
- 昨年度作成した評価書では、各年度末の許可事業所の総数を記載していたが、各年度の実績をより的確に把握するため、各年度の許可事業所数を記載することとした。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
【民営職業紹介事業】					
指導監督件数 (件)	1,528	1,793	1,731	1,950	2,045

(備 考)

- 事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

厳しさの残る雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応するため、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等により、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるよう、これらの事業の適正な運営を確保していく必要がある。このため、平成15年6月に派遣受入期間の延長、兼業禁止規定の削除等を内容とした労働者派遣法及び職業安定法の改正が行われ、平成16年3月に施行されたところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

適格性に欠ける者の事業実施により労働者保護に欠ける事態が生ずることのないよう、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等を行おうとする許可申請者が適正に事業を運営できるかについて事前に審査を行うことにより、平成15年度においては、

- 一般労働者派遣事業 2,172 事業所
- 特定労働者派遣事業 1,833 事業所
- 有料職業紹介事業 1,090 事業所
- 無料職業紹介事業 48 事業所

に関する許可を行い、又は届出を受けたところであり、適正な事業運営を行う労働者派遣事業者、民営職業紹介事業者等が増加していることから、実績目標の達成に対して有効に機能しているものと考えられる。

事業開始後も、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問して関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にはその是正を求める等労働者派遣事業者、民営職業紹介事業者等の指導監督を行うことにより、平成15年度においては、

- 一般労働者派遣事業 1,721 事業所
- 特定労働者派遣事業 793 事業所
- 派遣先など 1,889 事業所
- 有料職業紹介事業 1,964 事業所
- 無料職業紹介事業 81 事業所

の適正な事業運営を確保したところであり、実績目標の達成に向けて進展があったものと考えられる。

政策手段の効率性の評価

許可申請者が適正に事業を運営できるかについて事前に審査を行い、労働者保護に欠ける事態の発生を未然に防止するとともに、事業開始後は、定期的に又は申告等に応じて事業所を訪問して関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にその是正を求める等の指導監督を行う手法は、これらの事業の適正な運営を効率的に確保するものであると考えられる。

また、平成16年4月から、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等の指導監督等の効率性及び実効性を高めるため、各公共職業安定所において行っていたこれらの事業の指導監督業務等を、各都道府県労働局において、専門的な職員の配置、相談員の活用等体制を充実・強化することにより対応することとし、一層の効率化を図った。

総合的な評価

平成15年6月の労働者派遣法及び職業安定法の改正法の円滑な施行を図るとともに、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等を行おうとする許可申請者が適正に事業を運営できるかについて審査を行い、また、労働者派遣事業者、民営職業紹介事業者等の指導監督等を行うことにより、これらの事業の適正な運営の確保が図られたところであり、民間労働力需給調整システムを整備し、労働力需給調整機能を強化するという施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

評価結果分類	分析分類
③	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

厳しい雇用失業情勢等に対応するため、労働者派遣事業や職業紹介事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直し等を講ずる「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成15年3月7日に閣議決定された（同年6月13日公布、平成16年3月1日施行）。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「職業紹介事業及び労働者派遣事業の指導・監督については、現在多くの場合、ハローワークがこれに当たっているが、職業紹介事業を一方で実施しているハローワークが同時に同業者を指導・監督するような体制は、本来望ましくないとの声もある。指導・監督体制の中立性を一層高め、その機能の強化を図るためにも、ハローワークが行っている指導・監督は今後、原則として、これを都道府県労働局等他の機関に移管する。」とされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

平成15年6月5日の参議院厚生労働委員会において、「物の製造の業務等への労働者派遣事業の拡大に当たっては、請負等を偽装した労働者派遣事業に対し、その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処するとともに、派遣労働者に対する安全衛生対策に万全を期すること。また、請負に係る労働者の保護のため、請負により行われる事業に対し、労働基準法等労働諸法令が遵守されるよう取組を強力に進めること。」という付帯決議がなされている（同旨、同年5月21日衆議院厚生労働委員会）。また、「派遣労働者の保護の実効性については、使用者責任の遵守の観点から、都道府県労働局において、職業安定行政と労働基準行政との連携を基に、指導・監督体制の強化に努めること。」という付帯決議もなされている。

⑤会計検査院による指摘

なし